

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第54号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

介護支援課

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)第7条
- (2) 長野県流域下水道条例(昭和54年長野県条例第11号)第9条
- (3) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例(昭和41年長野県条例第59号)第6条
(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年長野県条例第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

別表の備考の1中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同備考の2中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

コンプライアンス・行政経営課
障がい者支援課
生活排水課
経営推進課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)